

【消費生活の窓口から】

「保険金で住宅修理ができる」と勧誘する事業者にご注意を！

「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」「保険金が出るようサポートする」など、「保険金が使える」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が多く寄せられています。春先には、雪害を理由とした修理の勧誘が増えると予想されますので、注意が必要です。

〈事例1〉昨日、「台風や地震で建物の被害がないか近所を調査している」と事業者が訪問してきた。「3年前の大型台

風で損害を受けている部分があるかもしれない。火災保険の請求期限が迫っている。調査費用は無料なので、調

査だけでも受けてはどうか。火災保険が利用できることが分かれば申請手続きを代行し、その保険金の一定割合を

手数料でもらう。保険金が出なければ負担はない」と言われた。とりあえず調査だけでもと思い業務委託契約書

に署名したが、以前保険会社から保険金の支払いは難しいと言われていたことを思い出し、勧誘自体が不審に思

われてきた。クーリング・オフできるか。(60歳代 男性)

〈事例2〉「火災保険を使って屋根や外壁の工事の見積もりをする」とのインターネット広告を見つけ、連絡を取り後日

来訪となった。訪問した事業者から「修理代を上回る保険金を受け取れる。手数料は40%だが損はない」と言わ

れ、損がないならと契約することにした。受け取った書面には、修理箇所と損傷の程度を判断して見積もりを作

成するサービスで、保険金の下りたらその40%を事業者を支払うと書いてある。よく考えると、保険会社の査定

が見積もり通りとは限らないと思い、解約を申し出たが、解約できないと言われた。(60歳代 男性)

【アドバイス】

◆期限が迫っている等の勧誘やインターネット広告をうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう。

◆申請サポート会社に頼らずとも、保険金の請求は加入者自身で行えます。

◆**うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう。詐欺罪に問われるおそれがあります。**

ご加入の損害保険の補償の対象となるのは、台風や雪などの自然災害による損害についてです。災害と関係のない、
経年劣化による損害は支払いの対象となりません。

◆**不安に思った場合やトラブルになった場合は、早めに消費生活相談窓口か消費者ホットライン^{いやや}188（局番なし）に相談しましょう。住宅に関する相談は、住まいるダイヤル（☎0570-016-100）へ掛けましょう。**

※詳しくは、国民生活センターホームページ「[保険金で住宅修理ができると勧誘する事業者に注意！ - 申請サポートを受ける前に、損害保険会社に連絡を 保険金の請求は、加入者ご自身で！（PDF）](#)」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内）☎662-2593